

# 令和3事務年度における相続税の調査等の状況（大分県版）

---

令和4年12月  
熊本国税局

## I 相続税の調査等の状況

令和3事務年度における相続税の実地調査の状況

## II 参考計表

- 1 申告漏れ相続財産の金額の推移
- 2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移

# I 相続税の調査等の状況

## 令和3事務年度における相続税の実地調査の状況

相続税の実地調査は、資料情報等から申告額が過少であると想定される事案や、申告義務があるにもかかわらず無申告であると想定される事案等について実施しました。

令和3事務年度においては、令和2事務年度に比べ、実地調査件数（45件）は減少（対前事務年度比95.7%）し、追徴税額合計（2億4,500万円）は増加（対前事務年度比128.9%）しました。

また、1件当たりの申告漏れ課税価格（2,560万円）及び1件当たりの追徴税額（545万円）は、過去10年間で最高となりました。

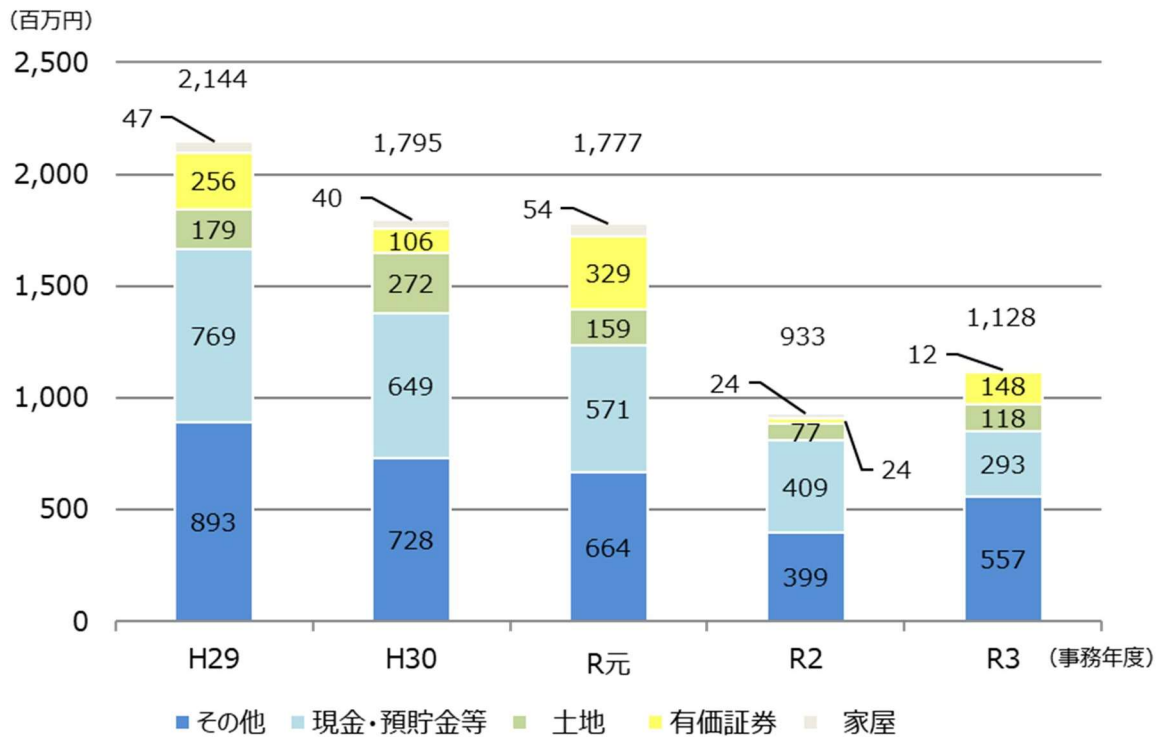
### ○ 相続税の調査事績

項目		事務年度等		
		令和2事務年度	令和3事務年度	対前事務年度比
①	実地調査件数	47件	45件	95.7%
②	申告漏れ等の非違件数	42件	39件	92.9%
③	非違割合 (②/①)	89.4%	86.7%	▲ 2.7ポイント
④	重加算税賦課件数	4件	2件	50.0%
⑤	重加算税賦課割合 (④/②)	9.5%	5.1%	▲ 4.4ポイント
⑥	申告漏れ課税価格 <sup>(注)</sup>	997百万円	1,152百万円	115.5%
⑦	⑥のうち 重加算税賦課対象	62百万円	77百万円	124.2%
⑧	追徴税額	本税	219百万円	129.6%
⑨		加算税	26百万円	123.8%
⑩		合計	245百万円	128.9%
⑪	1件当たり調査	申告漏れ課税価格 (⑥/①) <sup>(注)</sup>	2,560万円	120.7%
⑫		追徴税額 (⑩/①)	545万円	134.9%

(注) 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額（相続時精算課税適用財産を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額(調査による増減分)を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額(調査による増減分)を加えたものである。よって、「II 参考計表」の「1 申告漏れ相続財産の金額の推移」の金額と一致しない。  
 「⑥追徴税額の本税」、「⑩追徴税額の合計」、「⑫1件当たり実地調査の追徴税額」及びそれぞれの「対前事務年度比」を訂正（令和5年12月）

## Ⅱ 参考計表

### 1 申告漏れ相続財産の金額の推移



### 2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移

